住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

内閣府
Cabinet Office

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（１世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

１世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村により異なります。

※市区町村が確認書(または申請書)を受理した後、記載漏れがないか等の確認に、一定期間が必要です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の**「住民税均等割が非課税」**の世帯

令和４年１月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

申請期間はお住まいの市区町村により異なります。

【申請書配布先】市区町村給付金担当窓口など

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

Ⅰ-①　令和３年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(１) 世帯の全ての方が、令和３年１月１日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和３年12月10日)時点でお住まいの市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、市区町村に**返信してください**。

(2) 世帯の中に、令和３年１月２日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るための手続きは、

  お住まいの市区町村により異なります。

- 令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村にご確認ください。

Ⅰ-②　令和４年度住民税（均等割）が非課税の世帯　※未支給の世帯のみ

(1) 世帯の全ての方が、令和３年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和４年６月１日)時点でお住まいの市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、市区町村に**返信してください**。

(2) 世帯の中に、令和３年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るための手続きは、

  お住まいの市区町村により異なります。

- 令和4年6月1日時点で住民登録のある市区町村にご確認ください。

Ⅱ　新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。

※１　住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和４年１月以降の任意の１か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都区部の場合）単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下
※２　新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎ **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

※ 詳しくは、内閣府ウェブサイトもご覧ください

内閣府 非課税世帯等給付金　検索

(https://www5.cao.go.jp/keizai1/hikazei/index.html)